

剰余金の配当に対する課税に関する一考察

— 配当所得のメルクマールについて —

M084823 河村孝文

1. 研究の目的

租税法上、配当所得に該当するか否かは、配当を行う法人と配当を受け取る株主の両方に影響を与えることから、配当所得のメルクマールが重要になってくる。

本研究では、会社法制定後に配当所得課税が見直されたことをふまえ、平成18年度税制改正後の配当所得のメルクマールについて考察することを目的とする。

2. 剰余金の配当に係る課税制度の概要

平成18年5月1日施行の会社法では、従来の利益の配当、中間配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻しといった、株主に対する金銭の分配がすべて「剰余金の配当」として整理されることとなった。

平成18年度税制改正前は、配当原資が何であるかを問わず、株主側では利益の配当として取扱っていた。しかしながら、会社法制定に伴う平成18年度税制改正後は、法人の配当原資に着目することにより株主側では資本の払戻しと利益の配当を区分することとなった。

3. 判例からの検討

3-1 事例研究 最判昭和35年10月7日

所得税法上、株主優待金に係る源泉徴収の可否を争点とする。配当所得のメルクマールとして、法人が配当としたもの及び法人が配当としていないものについては法人の利益及び損益計算手続が挙げられると結論付けた。

3-2 事例研究 最判昭和43年11月13日

法人税法上、株主優待金の損金算入の可否を争点とする。配当所得のメルクマールとして、株主としての地位が挙げられると結論付けた。

3-3 事例研究 最判昭和44年7月3日

法人税法上、株主優待金の損金算入の可否を争点とする。配当所得のメルクマールとして、株主としての地位が挙げられると結論付けた。

3-4 事例研究 最判昭和45年7月16日

法人税法上、株主優待金の損金算入の可否を争点とする。配当所得のメルクマールとして、法人の利益及び株主としての地位が挙げられると結論付けた。

3-5 事例研究 東京高判平成19年10月10日

アメリカ合衆国ニューヨーク州法に基づき組成されたLLCから送金した分配金は配当所得に該当するか否かを争点とする。配当所得のメルクマールとして、法人の利益及び株主としての地位が挙げられると結論付けた。

3-6 まとめ

最判昭和35年10月7日と最判昭和43年11月13日にお

いて、配当所得のメルクマールとしての「損益計算手続」の取扱いについて、過去から両判決は矛盾する・しないの論争が続いている。

東京高判平成19年10月10日において、所得税法の問題なのに所得税を取扱った最判昭和35年10月7日を引用せず、法人税法の問題を取扱った最判昭和43年11月13日を引用したことをふまえると、現在では、両判決は矛盾し、昭和43年11月13日によって判例変更があったと結論付けた。

4. 会社法制定後の実務上の取扱いからの検討

4-1 事例研究 トナミ運輸株式会社の中間配当

資本剰余金を配当原資とすることから、資本の払戻しと利益の配当に区分すべきであったが、配当金全額を利益の配当として源泉徴収を行った事例である。配当所得のメルクマールとして、法人が配当としたもの及び配当原資に着目する必要があると結論付けた。

4-2 事例研究 KDDI株式会社の端株一括処分

KDDIの端株（自己株式）の一括処分は、税務上、みなし配当所得に該当し源泉徴収を行う必要があると課税当局が指摘した事例である。配当所得のメルクマールとして、株主としての地位及び配当原資に着目する必要があると結論付けた。

4-3 まとめ

配当を行う法人側と配当を受け取る株主側で課税関係は表裏の関係にあるが、株主側では、法人における取引や計算が分からなければ、課税関係が確定できないため、配当を行う法人と配当を受け取る株主について対応して考える必要があると結論付けた。

5. 本論のまとめ

事例の検討結果を比較し、配当所得のメルクマールについて、次のとおり結論付けた。

- ・法人が配当としたものについては、配当原資
- ・法人が配当としていないものについては、株主としての地位及び配当原資

法人税法は、法人と株主の株主たる地位に基づいて行われる取引を資本等取引として特別な取扱いを設けている（第22条）。法人株主間取引は、株主から出資された資本の払戻し又は配当のいずれかの取引であり、法人側と株主側とで配当所得課税は表裏の関係にある。すなわち、配当所得のメルクマールとして、まず法人と株主の株主たる地位に基づく取引であることが大前提である。そして、その取引は資本の払戻し又は配当のいずれかであるが、その区分は配当を行う法人の配当原資が何であるかによって決定される。